

旧東清掃事業所解体に伴う土壌調査の結果について

旧東清掃事業所（南区古淵 5-33-1）の解体工事において、土壌調査を行いました。その結果、一部で「鉛及びその化合物」の土壌溶出量及び土壌含有量の基準に適合しない土壌が確認されましたのでお知らせします。

1 調査概要について

(1) 調査箇所

旧東清掃事業所敷地内（詳細は別紙参照）

（昭和 37 年にし尿処理施設として操業開始し、平成 27 年 9 月に閉所）

(2) 工事契約期間

令和 6 年 3 月から令和 8 年 9 月まで

(3) 調査方法

法令の規定に則り、表層、地下配管下及び建物下の土壌を採取し、測定を行いました。

2 調査結果について

曝気槽及び周辺の計 5 区画（1 区画 10m×10m）で基準に適合しない箇所が確認されました。調査結果は以下のとおりです。（詳細は別紙参照）

(1) 土壌溶出量

| 特定有害物質の種類 | 調査結果 (mg/L) | 土壌溶出量基準 (mg/L) | 基準超過深度 (m) |
|-----------|----------------|----------------|-------------|
| 鉛及びその化合物 | 0.001 未満～0.014 | 0.01 | 0.638、0.888 |

※深度 10m までのボーリングにおいて帯水層は確認されておらず、さらに、帯水層より浅い位置で基準以下に収束していることから、地下水への影響はないと判断され、地下水の調査は実施していません。

(2) 土壌含有量

| 特定有害物質の種類 | 調査結果 (mg/kg) | 土壌含有量基準 (mg/kg) |
|-----------|--------------|-----------------|
| 鉛及びその化合物 | 5 未満～740 | 150 |

3 現状及び今後の対応について

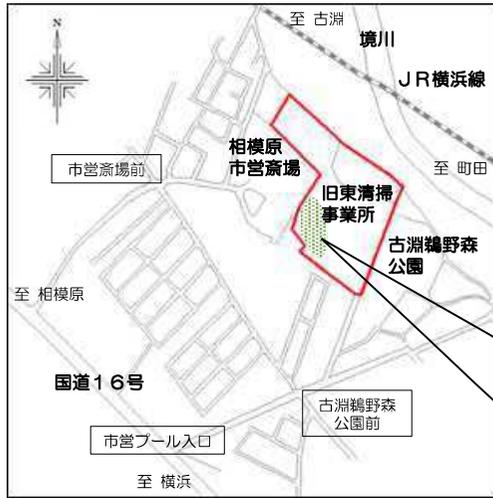
当該敷地は、閉鎖以降立入禁止としています。また、今回基準不適合となった区画の裸地部分には、令和 4 年 1 月より養生シートを被せ、土壌の飛散を防止しています。

今後、基準に適合しない土壌は、令和 3 年及び 4 年の調査により判明しているものと合わせ、本解体工事において、掘削除去等の措置を行います。

以 上

問合せ先
清掃施設課
直通電話 042-769-8246

別紙



〈拡大図〉

-  : 土壌溶出量基準不適合が確認された土壌〈鉛〉
-  : 土壌含有量基準不適合が確認された土壌〈鉛〉
-  : 令和3・4年の調査で基準不適合が確認された土壌〈鉛〉



| 調査区画 | D4-1 | |
|-------|-------------|--------------|
| 対象物質 | 鉛及びその化合物 | |
| 深度【m】 | 土壌溶出量【mg/L】 | 土壌含有量【mg/kg】 |
| 0.638 | 0.011 | 86 |
| 0.888 | 0.014 | 200 |
| 2 | < 0.001 | 100 |

| 調査区画 | D4-5 |
|-------|--------------|
| 対象物質 | 鉛及びその化合物 |
| 深度【m】 | 土壌含有量【mg/kg】 |
| 0.65 | 310 |
| 2.15 | 740 |
| 3 | 5 |

| 調査区画 | D4-6 |
|-------|--------------|
| 対象物質 | 鉛及びその化合物 |
| 深度【m】 | 土壌含有量【mg/kg】 |
| 2.15 | 350 |
| 3 | 5 |

| 調査区画 | D4-4 |
|-------|--------------|
| 対象物質 | 鉛及びその化合物 |
| 深度【m】 | 土壌含有量【mg/kg】 |
| 0.65 | 320 |
| 2 | 300 |
| 3 | 7 |

| 調査区画 | D4-9 |
|-------|--------------|
| 対象物質 | 鉛及びその化合物 |
| 深度【m】 | 土壌含有量【mg/kg】 |
| 2.15 | 610 |
| 3 | 480 |
| 4 | < 5 |